



NPO法人  
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2020  
6月号

DV・性暴力被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-222-5757

## 「コロナ禍」危機—新たな備え探る転換点に DV・性暴力と虐待被害者支援

### 繋がり、学び、準備する

新型コロナウイルスの感染拡大は5月末、東京など5都道府県で緊急事態宣言が解除され、日本での第1段階はどうか収束に向かいつつあります。これで「コロナ後」の世界が拓けるか、というと、そうではない。必ず第2波、第3波が襲ってくるに違いない。変革する社会情勢を見据えながら、各自が足元を固め、人とひと、社会の絆を失わないよう繋がり、学び、準備する時です。

### 全国女性シェルターネットが政府に緊急支援の要望書

全国女性シェルターネットは3月30日、経済状況の悪化や自宅待機などにより、家庭内の児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の増加が懸念されるとして、政府に要望書を提出しました。実際にフランスはじめ海外の国々では、失業や収入減、外出自粛によるストレスが、家庭内暴力が増加する引き金になっている、との報道がなされています。国連も各国に警告を発して、対策の強化を求めています。

これらを受けて、政府はDVや児童虐待について、地方自治体に対し、緊急の状況下でも相談窓口を閉じるなどしないで支援する、一時保護についても柔軟な対応をするよう、継続的な支援を求めました。特に迅速だったのは、内閣府による4月20日からの、電話・SNSで24時間相談を受ける「DV相談+（プラス）」の開設。従来の厚労省による「よりそいホットライン」に加えて、24時間対応できるホットラインです。「らいず」も、日頃の支援スキルを役立てたい、とシフトに加わっています。

### 10万円給付金—「世帯ごと」が映し出す矛盾

「DV相談プラス」で特徴的なのは「家を出てきている。今夜泊まる所がない」などの事態に対して、緊急対応ができています。テレビで「0120-279-889」のテロップが流れ、広く知られたことで、長年我慢してきたが「もう限界」と感じたり、自分の置かれた現状に「これって、DV?」「虐待?」と気づきのきっかけになれているのも、メリット。内閣府は開設からの1か月間に4,400件の相談があった、と明らかにしています。

一方で、相談の現場にいて支援の力が届かない無力も感じます。それは、政府が緊急経済対策の柱として打ち出した「一律10万円給付」に関する疑問ともどかしさ。戦後に「家制度」が廃止されたにもかかわらず、給付金は家族の分もまとめて世帯主に支給される仕組みです。幸いDVや虐待により住民票と別の場所で暮らす当事者は、いま住んでいる自治体に申請すれば受け取れる柔軟な措置が取られましたが、世帯主と一緒に住んでいる場合は、特別扱いはない。「自分の分の給付金が、夫の懐に入ってしまうのは嫌だ。子どももそう言っ

## DVと児童虐待への連続した支援

～愛着障害と発達障害の視点から～

日本カウンセリング学会認定カウンセラー 武藤 幸枝

発達障害児・者や保護者対応に関わって15年余。学校教育機関での「気になる子（指導困難児童）」が増えています。多動・衝動系は「ADHD」、拘りやコミュニケーション系は「自閉症スペクトラム障害（ASD）」と大まかに区分されていても、安易にADHDと診断されがちな例と、診断はされないが薬の処方されている例を目にします。

注視したいことは、12歳以降に発達障害を発症したケースでは<sup>注1</sup>、気分障害、不安障害、物質依存、ゲーム依存、パーソナリティ障害、ASD、虐待などによる愛着障害を発達障害と診断している可能性が高いといわれています。発達障害的な行動は、【虐待（保護者間のDVも含む）・保護者の養育姿勢（愛着）】からも見られます。「愛着」とは特定の人に対する特別な情愛を意味し、乳児期に形成されます。

心理的虐待と愛着障害との深い関わりでは<sup>注2</sup>、「子どもの脳は不適切な養育で傷つく。体罰によって委縮する前頭前野・暴言によって壊される聴覚野」など、人を人たらしめる前頭前野機能の成長欠如、心因性難聴となり情緒不安・人との関わりを恐れる、など身体的状態となって表れます。安定した愛着を持っている子どもは「何が自分の気分を良くさせるか」を学び、「何が気分を悪くさせるか」を発見します。一方、虐待を経験した子どもは「恐怖を覚えようが懇願しようが泣こうが、養育者には認識されない」ことを学び、後の人生で難題に直面した時、あきらめるように条件づけられてしまう。虐待を受けて育った者が、成人して安易にDV加害者になりうることも、保護者間のDVを見ながら育った場合、容易に自身に起きた悪循環を断ち切れない事実も、改めて認識させられます。

将来のDV加害者をつくらないためには、幼少期からの社会（学校やコミュニティ）支援が不可欠です。「気になる子」には指導困難な態度や不登校自体に目を向けるのではなく、その背景を考えて対応しなければなりません。人は五感を通して初めて相手の気持ちを察するもの。今後加速するであろうネット社会には大きな不安を感じます。（「らいず」会員）

注1 『ADHDの正体』 著者：岡田尊司 2020 新潮社

注2 『子どもの脳を傷つける親たち』 著者：友田明美 2018 NHK出版

ている」などの声が寄せられています。

自分に権利があるお金は、自分が受けて手で管理したい。それは誰しも当たり前の思いです。世帯主が統率するのでなく、家族一人ひとりが独立した存在として尊重され、権利が認められる。その「当たり前」が社会通念として認識されていない。改めるべき日本社会と政治の矛盾です。

（代表理事 三富和代）

## DV・性暴力と子ども虐待被害者支援講座 ～県女性相談センター共催事業

19年9月、「らいず」は、前年度に引き続き県女性相談センターと研修会を共催。「子ども虐待」をテーマに含め、児童虐待防止法の改正点への理解を深めました。県や市町村窓口で日頃からDV・虐待事案に対応する職員らが参加し、後半のグループワークでは、事例をもとに対応策を考え、関係機関との連携を想定し課題共有に努めました。

### 【講義1】児童福祉法及び児童虐待防止法の改正について～司法の視点からみる支援現場の現状と課題

講師：茂手木 克好 さん(茨城県中央児童相談所嘱託弁護士)



今回の法改正のポイントの1つは、児童相談所の人員体制強化として、子どもの一時保護と親への支援の担当職員を分離したこと。また、家族が引っ越した場合に児相間で速やかに情報共有する、としたことです。論議の多い懲戒権のあり方は今後2年をめどに検討されます。

相次いで発生している子どもの虐待死事件では、子への「しつけ」が虐待の口実にされていることから、親の懲戒権が早急に議論される必要があります。子へのしつけや教育などに関しては、懲戒権ではなく、民法820条に定めがあるように親の養育の義務と権利で十分との声が強くなっていきます。

また、DV対応と児童虐待の連携強化は、婦人相談所と一時保護所の体制の強化が盛り込まれました。もう1つ改正ポイントは、児童の意見を聞く機会の確保や児童が自らの体験を述べる機会の確保など、児童の権利保護のあり方が今後の検討事項とされました。児童の年齢にもよるが、児童は保護の対象であるとともに権利主体でもあるとの問題意識は、今後さらに重要になるでしょう。

児相の嘱託弁護士として、定期的に会議に参加し関係機関との調整など司法の視点から提案しながら、警察などとの情報共有も今後さらに必要になる、と指摘。子どもの安全と権利を守るのは大人の責任だと結びました。(大塚)

### 【講義2】DVと子ども虐待—支援のバトンをどうつなぐ?— 一体的な対応を実現するために

講師：宇治 和子さん

(常磐大学人間科学部准教授、臨床心理士、公認心理師)



DVと子ども虐待、高齢者虐待は、相違点があるものの、海外ではファミリー・バイオレンスとして包括的に捉え法整備をしている国がある、と紹介。3つの現象は連続した面で繋がって発生しているにも関わらず、日本の法律は個々に捉え、汎用性が低くなっていると指摘。明らかなDVでも法的支援に繋がらない事例もあるとし、「運用」という概念を説明しました。

“運用”とは、法律をどう解釈するのか、という申し合わせのようなもの。支援者と被害者がともに必要性を訴えることで、変容可能なものである、と。DV防止法、児童虐待防止法といった個別の法律では対応が困難でも、“運用”で工夫支援が可能となるような事案がある。「助かる人」を「助からない人」にしないために、支援者同士の“運用”の力が鍵になると訴えました。

最後に、改めて支援者として重要な視点を整理。①担当事案を多角的に分析し、適切な支援機関を見定める。②心配な点、優先順位を洗い出し文字化する。③他機関に支援を繋ぐ際の①と②についての情報共有。④支援者同士のネットワーク構築と信頼関係。⑤他機関に繋いでもすぐに手を離さない姿勢、を明示しました。

後半のグループワークでは、DVと虐待の双方が混在するような架空事例について、具体的な支援のシナリオ、バトンの渡し方について活発に意見交換を行いました。(錦織)



▲関係機関が連携を深めた研修会

### 寄稿 水戸市配偶者暴力相談支援センター 開設4年目を迎えて見えてきた成果と課題

水戸市福祉部子ども課 窪庭 友介さん

水戸市では、DV対策、被害者支援の重要性の機運の高まりを受け、DV被害者の方にとって身近な地方自治体として、2016年3月に「水戸市DV対策基本計画」を策定しました。その重点推進施策の一つに配偶者暴力相談支援センターの設置を位置付け、2017年4月、子ども課内に「水戸市配偶者暴力相談支援センター」を開設しました。開設当初は11名の職員の体制でスタートしましたが、2020年度は、心理担当の職員2名を加えた13名の体制で業務を行っています。

支援センターを開設して丸3年が経過し、成果の一つとして感じることは、DV被害を受けた方にとって、身近な市役所で受けられる支援の幅が広がり、手続きにかかる負担が少なくなったことです。これまで、茨城県の配暴センターを通して行わなければならなかったDV証明書発行などの手続きが、市役所の中だけで済ませることができるようになりました。このことにより、市としてもDV被害者の方の手続きに携わる関係部署がスムーズに連携しながら、効率的に支援にあたることできるようになった、と感じています。

一方、課題の一つとしてあげられるのが、DV相談窓口の周知です。市では「広報みと」や市のホームページ、リーフレットやカードなどを活用しながら周知を行ってきました。しかしながら、相談窓口があること自体を知らない方がまだまだいらっしゃいます。相談窓口があることを知っていれば、自身がDVを受けた時に速やか相談できることに加え、周りの方がDVを受けていると知った場合に窓口を案内できるようになる、といった効果も期待できます。なお一層の周知を図っていきたいと思います。

今般の新型コロナウイルス感染症対策による家庭環境の変化で、DV被害が増加、深刻化することが懸念されています。問題を一人で抱え込まず、まずは市の配暴センターや「らいず」のような支援団体にご相談いただきたいと思います。また、子ども課では、DVのほか、女性が抱える様々な悩みや虐待・子育てに関する悩みの相談も行っています。気になることがあれば、まずは気軽にご相談ください。



## SDGs—だれも置き去りにしない社会へ 県女性団体連盟が若者世代と交流フォーラム

ジェンダー平等は、2030年を目途に国連が達成をめざす「持続可能な開発目標」(SDGs)の17項目の1つです。「らいず」が加盟する県女性団体連盟は19年10月、SDGsの目標「だれも置き去りにしない社会」をテーマに、水戸市の常盤大学との連携でフォーラムを開きました。学生と私たち大人世代が問題意識を共有し、考える集いは連盟として初の試みです。

ジェンダー不平等は、いまの時代の圧倒的な不公正であり、世界の人々が直面している最大の人権問題です。そして「女性への暴力」は、男女の力の格差で生じる究極のジェンダー問題です。コーディネーターは長く国連に勤務し、退任後同大学長に就任した富田敬子さん。同大准教授の小関一也さんは、ルワンダ共和国の大虐殺を乗り越え、力強く立ち向かう現地の女性たちの姿を紹介。卒業生で前年まで「らいず」ホームフレンド事業に参画してくれた仲村智里さんは、海外留学が培った世界から日本を見た気づき、社会人としての将来像を語るなど、「女性の活躍」を柱に心の通う、温かい集いとなりました。

### 次世代につなぐ—女性をもっと政治の場に

連盟加盟の各団体は、ジェンダー平等を柱に、健康と福祉の向上、質の高い教育の普及、食と暮らしの安全、国際理解の推進、暴力の根絶などをめざして実践に取り組み、いずれもSDGsの目標に重なります。

男女がともに力を発揮して、だれも置き去りにしない社会に。日本ではSDGsの17項目のうち、政治や経済分野での意思決定の場に女性の占める割合が低く、ジェンダー平等の達成は、最も難しい課題です。社会、家庭、就労の問題、女性と子どもへの暴力の根絶も、政治とすべてが地続きです。次世代のためにも「女性と政治」の距離を縮めなくてはなりません。(三富)



## 子どもとの絆深める読み聞かせ

日本カトリック女性の会 木村 伊都子

私はカトリック信者で茨城カトリック女性の会、日本カトリック女性の会の会員として、DV被害者の方々を支援する「いのちを守る運動基金」の活動を通して十数年にわたり「らいず」と関わらせていただけてきました。三富さんや坂場さんに年に一度カトリック女性の会においての講演会をしていただいたり、様々な場面で助言や支援をしていただいております。

私自身がDVを学んでいく中で曇っていた眼が開き、自分の周りにも多くのDVが存在し、苦しんでいる被害者がいることを知り、できる限りの寄り添いをしています。また奇しくも昨年から母校の大学の臨時職員となり、ボランティア指導員として学生とともにDV被害児童をあずかる養護施設に月一度読み聞かせ、紙芝居のボランティアに行く機会を与えられました。この施設は修道院が運営し、2歳から18歳の児童が100名程おり、それぞれに複雑な事情を抱えてはおりますが温かいシスターや職員の方々のお世話を受けて元気一杯に生活しています。

読み聞かせの際の本選びの注意点は「お父さんお母さんと一緒」というようなものは避け、仲間との絆が深まり希望が湧くような本を選ぶということ。子供たちとの関わりについては絶対にこちらから抱き寄せたり頭をなげたりせず、子供が近づいてきたら優しく受けとめる、など毎回参加する学生には徹底して伝えています。

子供たちは一人ひとり本当に可愛らしく、なぜこのような子供たちが親から暴力を受けなければならなかったのか心が痛みます。

DVは心身ともに被害者を傷つけ、その傷は生涯にわたって癒されることがありません。そして悲しいことに連鎖していつてしまうことも否めません。私たちはその悲劇を軽減するべく早期にDVを見つけ、根絶していくように周囲に目配り気配りをしていく努力をしていかなければ、と思う日々です。(「らいず」会員)

## 県更生保護女性連盟の宿泊研修に「らいず」が講座を担当したことが縁で、 19年10月、県内3つのブロック研修会でDVと被害者支援をテーマに講義を担当しました。

＜県央地区＞ 中央ブロック研修会が開催された10月15日は、茨城県内に甚大な被害をもたらした台風19号の通過から日が浅く、当初160名ほどが研修参加を予定していましたが、当日の参加者は半数ほどになりました。更生保護女性連盟が、60年以上にわたり地域で更生を必要とする人々に寄りそい「ほっとけない運動」を展開してきた歴史に敬意を

表しながら、少年・少女が非行や犯罪に走る背景にDV・虐待があるという視点を据え、「DV被害の特徴と影響～回復をどう支援するか～」というテーマで講義しました。静まり返った会場からも、講義後には活発に質問の手が挙がり、DVや虐待に巻き込まれた子ども・女性への被害者支援と更生保護の連携の意義を再確認する機会となりました。(坂場)

### 茨城県更生保護女性連盟研修会 ～DV・性暴力被害者支援講座 報告

＜県西地区＞ 県西ブロック研修会は、10月30日筑西市アルテリオで開催されました。会場は165名の参加者で隙間なく埋まり、行政職や保護司を務める男性も20名ほど参加しました。会場の都合上ワークショップの実施が困難だったため、DVの構図と影響についてのパワーポイントによる基本的な講義とロールプレイを行いました。

児童虐待の悲惨な事件が報道されていた時期、児童虐待の裏に隠れているDVに目を向けること、ジェンダーバイアスによる思い込みや暴力の容認に気づくことが大切、と伝え、熱心に耳を傾けていただきました。更生保護で活動される皆さんと、今後もネットワークを繋いでいきたいと思います。(中条)

＜県南地区＞ 県南ブロック研修会は、10月18日、霞ヶ浦環境科学センターで行われました。当日は100人を超える会員の方々や来賓者が参加。私は、午前の部の講演を担当し、「ストップ！DV、子ども虐待～地域で私たちができることは何か～」というテーマで、DVの特徴や被害女性のつらい思い、子ども虐待の背景にDVのリスクが見られることが多いこと、地域の中での支援機関との連携の進め方などについて紹介しました。

午後の部では、参加者が中心になってロールプレイなどを取り入れながら講演の内容の理解を深めるというものでした。事前に研修実行委員会の方々と話し合いを重ね、意見や希望を組み合わせた研修となりました。(大塚)

## 2019年度 デートDV出前講座 報告

### 「茨城県内における若者のデートDV経験と暴力に関する実態調査」を実施

2011年度から茨城県内の高校、専門学校および大学に通う生徒・学生を対象としたデートDV防止教育も今年で9年目。19年度は16校、2,397人を対象に講座を実施し、これまで講座を届けた学校は計114校、延べ3万人を超えました。例年同様、講座時間を90分程度確保いただけた学校ではグループワークにも取り組み、架空のケースを例に、自分だったら、という視点で話し合いをしてもらいました。

また、19年度は茨城県社会福祉協議会の助成金を得て、県内における若者のデートDV経験と暴力に対する意識に関する実態調査をしました。「らいず」は隔年に生徒へのアンケート調査を実施してきましたが、今回は、加えて複数の教員にも協力いただき、教員への聴き取り調査をしました。調査から得られた気づきを新年度の資料に反映させるなどして、さらに効果的な出前講座の提供をめざします。

#### ◆アンケート調査分析結果

出前講座を実施した10校の生徒1,258人のデータを分析しました。年齢は15歳から19歳です。

交際経験がある生徒は、男女ともに約半数でした。交際経験のある生徒にデートDVの経験を尋ねたところ、最も経験されていたのは精神的な暴力であり（図1）、女性は交際経験のある生徒の3割が加害および被害を経験していました。性的暴力の加害行動以外は、女性の方が被害および加害行動をより経験していることから、女性の方がよりデートDVに対して脆弱なことが示されました。

暴力の使用を肯定する文章を複数提示し、それらに同意する生徒の割合を見たところ、男性がより暴力を肯定的に捉えていました。特に男性の約半数、女性の約4割が殴られたら殴り返すと思うと回答。また、問題解決の方法として暴力を使用することを肯定的に捉えている生徒が男女ともにある一定数いることから、暴力以外の方法で、対人関係で生じる問題を解決する方法についても講座で触れていく必要性を感じ

図1 デートDVの被害経験

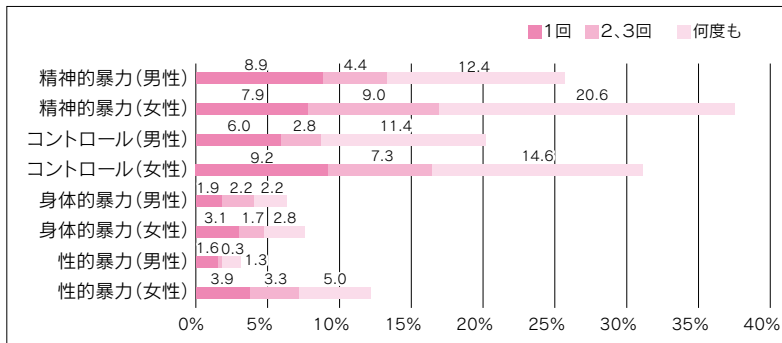


表1 暴力に対する認識 (%)

暴力に対する肯定的な考え方	男性 (%)	女性 (%)
怒りを暴力で発散したら、スッキリすると思う。	23.6	14.9
問題を解決するために、時には暴力を使っても良いと思う。	19.3	5.2
人の痛みを知るためには、暴力が必要だと思う。	16.7	6.8
正しさの主張には、暴力を使わざるを得ない時があると思う。	21.7	9.4
気に入らない時は人や物にあたると気持ちがおさまると思う。	19.1	12.6
暴力を振るいなくなる衝動は人間の本能だと思う。	35.9	27.7
殴られたら殴り返すと思う。	49.9	38.9

#### 2019年度デートDV出前講座実施校一覧

学校名	学年	参加者数
1 茨城県立太田第二高等学校(太田西山高等学校)	1年	230名
2 茨城県立江戸崎総合高等学校	1年	182名
3 茨城県立太田第一高等学校	2年	240名
4 茨城県立水戸南高等学校	1年・定時制昼間	80名
5 茨城県立日立工業高等学校	1年,2年,3年,4年・定時制	36名
6 茨城県立潮来高等学校	2年	80名
7 明秀学園日立高等学校	1年	230名
8 結城看護専門学校	1年,2年,3年	120名
9 茨城県立古河第一高等学校	1年,2年,3年,4年・定時制	61名
10 茨城県立水戸南高等学校	1年,2年,3年・定時制夜間	52名
11 茨城県立石下紫峰高等学校	1年	200名
12 茨城県立荃崎高等学校	1年,2年,3年,4年	156名
13 茨城県立笠間高等学校	1年	180名
14 茨城県立日立商業高等学校	1年	200名
15 茨城県立鉾田第二高等学校	1年	270名
16 茨城県立高萩高等学校	1年,2年,3年・定時制夜間	80名
合計		2,397名

ました。

さらに、平手でたたくなどの軽度な暴力は、相手を傷つける行為であっても、対象や状況に応じてその行為が正当化されてしまう可能性があることも明らかになりました。例えば、親が子を「たたく」という行為は、全ての年齢において望ましくないと考えるのではなく、年齢が高い子どもであればその許容度は高くなる。そして、しつけよりも愛情を持って誰かをたたく行為の方が容認されていることも分かりました。このような考え方は、デートDVや家庭内の暴力のリスクを高める恐れがあります。暴力を振るう相手、そして暴力を使用する理由に関わらず相手を傷つける行為は望ましくないとこのメッセージを伝えていくことが必要です。

#### ◆教員への聴き取り調査

生徒の対人関係や友人・恋人間で見られる暴力の状況などを理解するために、出前講座を実施した4校の教員に聴き取り調査への協力を依頼。率直にお話いただきました。

SNSが、若い世代の対人コミュニケーションに欠かせないツールとなった今、生徒間の距離感や関係性が教員の立場から見えにくい状況があると指摘。特に、教員の立場からデートDVに取り組む難しさが共通課題としてあげられました。交際関係が必ずしも学校生活に顕著な影響を及ぼすわけではないため、デートDVの実態把握は難しく、教員という立場であっても、生徒のプライベートな領域、表面化していない問題に対してどこまで踏み込むべきか、その線引きが分かりづらい、との声が印象的でした。

学校現場だけでなく、生徒と多くの時間を共有し、生徒の人間関係構築に影響を与えてきた親に対しては、デートDVの正しい情報を提供する必要性を感じました。(前小屋)



## ◇19年度デートDV出前講座 写真グラフィック◇



▲県立江戸崎総合高等学校

▼県立日立工業高等学校



▲明秀学園日立高等学校

▼県立鉾田第二高等学校



## 水戸市補助事業 「ホームフレンド事業」に参加して

2013年度から開始された水戸市補助事業「ホームフレンド事業」では、DVの目撃や虐待などの経験から心に傷を負った子どもたちのもとへ大学生らを派遣しています。19年度、この事業に参加した2人が、活動から得られた思いやこれからの抱負を寄稿してくれました。



## 「あなたの味方」というメッセージを送る存在に

池田 七海（地方公務員、常磐大学卒）

私は昨年度、大学4年次からホームフレンド事業に参加しています。担当する家庭を初めて訪問した時、素直に「普通の方たちだな」と思いました。家庭に暴力があったようにはとても見えません。しかし、これがDVの恐ろしさのひとつだと考えます。

大学時代、私は心理学を専攻しました。DVと聞くと、殴る・蹴る、といったイメージがありますが、身体的暴力だけでなく心理的、性的、経済的暴力があると学びました。身体の傷は、治れば目で確認できますが、心の傷は外目で確認することは難しい。訪問先の児童と会話をしていると「わたしね、殴られたのよ」「兄弟がお腹蹴られてるの見たんだ」などと突然言いだすことがありました。外目には分からないけれど、心の傷は癒えてないのだと思います。

何気ないやり取りで、児童がドキッとするようなことを話してくれた時、私が心がけていることは「否定しないこと」です。これは、大学時代に臨床心理学の授業で学んだロジャーズという心理学者の理論を基にしています。自分を信頼して話してくれたことを否定せず、まずはその言葉を受け止め、共感し、「もし私だったらこう思うけど、大丈夫だった？」などと声をかけました。そうすることで、子どもも安心した様子で反応を返してくれました。その時は素直に嬉しかったのと、自分自身もほっとしたのと、この対応で大丈夫だったのかなという不安と、複雑な気持ちが込み上げてきました。

ホームフレンド事業で出会った子どもたちは、親から虐待されていた時、DVを目撃していたとき、周囲にSOSは出せなかったと思います。そして暴力や虐待から離れて暮らす今も、家庭あるいは学校で自らSOSを発しにくい状況にあるのだと考えるようになりました。

核家族化が進み、地域の繋がりが希薄になったといわれる今、心に傷をもった子どもたちには、家族ではないけれど、「あなたの味方だよ」と安心感を与えられる存在が大切です。ホームフレンドとして、私は子どもたちとの距離感を大事にしながら、地域での子どもたちへの支援の輪が広がるように、これからもホームフレンド事業に取り組んでいきたいと思っています。

## 傷を抱えた子どもたちを理解する、ということ

濱田 健斗（常磐大学大学院人間科学研究科1年）

私はホームフレンド事業で、複数の兄弟姉妹のいる家庭で、小学校中学年の男子を担当しています。

初めて男の子と会った時の第一印象は、町や公園でよく見かける子どもたちと何も変わらない、元気でよく笑う少し恥ずかしがり屋な男の子という印象で、とても虐待やDVを体験してきた子どもとは思えませんでした。

ホームフレンドの家庭訪問では、普段は学校の宿題を見てあげる、子どもたちが提案した遊びを一緒にするなどして関わっていきました。一緒に遊ぶことが訪問時間のほとんどを占めています。

何度か関わるうちに、父親から虐待を受けたことやDVの様子を目撃した話をするようになりました。私が驚いたのは、虐待を受けていた子どもは、その話をしている間、笑顔のままだったということです。笑顔のまま話す姿を見て、子どもたちは自分の感情を外には出せずに、心の内に閉じ込めてしまうのだと感じました。私は大学で心理学を専攻し、先生から、実際に現場でDVや虐待を受けた子どもたちがどのような様子なのか、事例として聞いたことは何度かありました。しかし、実際に自分の目で、笑顔で虐待やDV目撃の経験話す子を見た時の衝撃は、今でも印象に残っています。

ホームフレンド事業に参加するまで、私は子どもたちと遊ぶ機会があまりなかったため、一緒に遊んだりおしゃべりすることに最初は戸惑うことも多かったのですが、遊びを通して子どもたちの性格や好みの傾向が徐々にわかるようになり、子どもたちのことを少しずつ理解できるようになっていきました。

大学のカウンセリングの授業では、カウンセラーはクライアントの話をよく聴くことから始め、信頼関係を築くことが大切だと教わりました。しかし、子どもたちは大人のように自分の気持ちを言葉にすることが難しいため、遊びを通して理解を深めることが大切です。

私はこのホームフレンドの活動を通して、人を理解するためには、人に合わせることや人の話をまずはよく聴くことが大切であることを学びました。日常生活でも相手を理解するために相手の話を傾聴することを取り入れていきたいと思っています。